



議会

市民の声を反映しながら、
綾瀬市のこれからをつくります

市議会は、選挙によって選ばれた20人の議員で構成され、市民生活に係る重要な議案について審議、決定をしています。

現在、議会には総務教育、市民福祉、経済建設の3つの常任委員会と基地対策特別委員会が設置されています。常任委員会はそれぞれの委員会に付託された専門的な案件について、基地対策特別委員会は基地対策について、審査・調査します。また、円滑な議会運営を行うための議会運営委員会が設置されています。

なお、議会には、年4回定例的に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。

本会議は一般に公開されていますので、どなたでも傍聴することができ、インターネットでのライブ中継や録画配信も行っています。また、一般質問の日には、市民ホールのテレビでも本会議の内容をモニター放映します。委員会の傍聴は、委員長の許可制となっています。

市民の皆さんはどなたでも、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願または陳情といえます。請願は議員の紹介を必要としますが、陳情については議員の紹介は必要ありません。提出された請願などは常任委員会などに付託され、審議されます。

綾瀬市議会の活動状況を広く市民に周知し、議会と市政に対する理解を深めるため、「あやせ市議会だより」を年4回、定例会終了後に発行しています。

「あやせ市議会だより」は、市シルバー人材センターの会員が直接お届けしています。お手元に届かない場合は、同センター(☎0467-70-3088)へご連絡ください。

